

# 感染症対策サポート助成事業

空気清浄機の購入

助成額 **50万**～ 助成率 2/3以内  
**100万円**

## 東京都

# 感染防止対策に 活用しませんか？

感染防止対策を行いつつ  
経済活動を  
推進していきましょう

「備品購入・内装設備工事コース」

### 概要

都内中小企業者等が新型コロナウイルス感染拡大予防のために行う取組費用の一部を助成

- ・ 備品購入費は 1 点あたり購入単価が 10 万円 ( 税抜 ) 以上のもの
- ・ 最大 100 万円まで
  - ※1) 備品購入のみの場合 50 万円まで
  - ※2) 内装・設備工事を含む場合 100 万円まで

申請期限  
2022年  
6月30日  
まで

# 助成率 2/3 以内 最大 100万円 まで助成します

令和4年1月1日(土)～令和4年9月30日(金)の期間中に  
発注から支払いまで完了させること

## 助成対象者

都内中小企業者（会社及び個人事業者）、一般財団法人、一般社団法人、  
特定非営利活動法人（NPO 法人）、中小企業団体等

### 申請後の主な流れ



業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※ただし、次のいずれかに該当する中小企業（以下、「みなし大企業」）は除きます。  
 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業  
 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業  
 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

## 対象経費

- 換気設備の設置を含む工事
    - ・ 換気扇や吸排気設備の設置工事
    - ・ 換気機能付エアコン及び全熱交換機設置工事
    - ・ 窓、扉、網戸の設置工事
  - 備品購入のみ
    - ・ 空気清浄機、サーキュレーター、CO2 濃度測定器、加湿器の購入
    - ・ パーテーション、ビニールカーテン、ロールスクリーン、アクリル板の購入
    - ・ サーモグラフィー・サーモカメラの購入
    - ・ セルフサービス型電子決済レジの導入
- ※ 1点当たりの購入単価が 税 抜 10万円以上のものが対象

お問い合わせは下記まで